

■養成所ニュースプラス第 19 号 2025□■

今週は秋分の日でした。帰省したりお墓参りに行かれた方も多かったと思います。漸く秋らしさを感じる気候になってきました。猛暑で勉強に集中できなかった皆さんも、切り替えて取り戻していきましょう。

Plus Quiz は「社会保障」から「社会保険の適用」についての事例問題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるのかも合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【37 回問題 32】事例を読んで、社会保険の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事 例〕

A さん（47 歳）は、大学卒業と就職氷河期が重なったことにより、正社員として就職することができず、現在に至るまでアルバイトとして働いている。A さんは 7 歳の子と二人で暮らしている。被用者保険の適用拡大によって、それまで国民健康保険の被保険者だった A さんは初めて健康保険の被保険者となった。これにより、A さんの状況はどのように変化するか。

1. 新たに、国民年金の第二号被保険者となる。
2. 児童手当の支給額が増額される。
3. 新たに、労働者災害補償保険が適用される。
4. 新たに、介護保険の第二号被保険者となる。
5. 健康保険の保険料を、A さんが 3 分の 2、事業主が 3 分の 1 を負担することになる。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・（36 期生）該当者に対して修了見込証明書類一式をレターバックライトにて発送いたしました。

修了見込証明書は国家試験の受験申込に必要な重要書類となりますので、お名前等の表記に誤りがないか確認し、届かない場合は当養成所までご連絡ください。

- ・（36 期生）住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

- ・（36-37 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

※本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。

お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。

- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 38 回国家試験は、令和 8 年 2 月 1 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1584824&c=3246&d=99c7>

- ・第 38 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1584825&c=3246&d=99c7>

- ・第 38 回社会福祉士国家試験の受験申込受付が始まりました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1584826&c=3246&d=99c7>

※受験申込受付期間令和 7 年 10 月 3 日（金）まで（消印有効）です。受付終了まで残り 1 週間ですので、お早めにご準備

ください。←New

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1584827&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

また、新たに保護観察官による「更生保護出張講座」を公開しました。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第 6 号配信時に PDF データを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1584828&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1584829&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1584830&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座 13 回／モチベーションについて】

「得意な科目は進むのですが、苦手な科目は解説も頭に入ってこなくて、モチベーションが下がってしまいます。」などという声を聞きます。モチベーションは、「人が何かをするときの動機づけや目的意識」を指します。動機づけは、1 学期の「心理学と心理的支援」で学びました。今回は、テキストを参考に書き進めます。

動機づけには、内発的動機づけと外発的動機づけがあるとされています。「利用者さんのために知識を広く身につけたい」という内発的動機づけが強い人も「上司に受けるように言われた」「資格を取ると資格手当が出る」という外発的動機づけが強い人もいます。

内発的動機づけは知的好奇心、有能感、自己決定感等が影響し、「前よりもできるようになった」「勉強の計画は自分で決めている」と感じられれば内発的動機づけを高めることができますと言います。また、内発的動機づけを高めるものには報酬もあり、信頼している人から「がんばっているね」等の言語的報酬が与えられると動機づけが下がらないそうです。

あることが起こったときにその原因を考える原因帰属の分類を思い出してみましょう。ワイナーは原因帰属を内在性次元（内的か外的か）、安定性次元（安定的か不安定的か）に加え、統制可能性次元（行為者に統制可能か統制不可能か）で分類しました。エイブラムソンは内在性次元と安定性次元に加え、全般性次元（他の場面でも起こり得るか、そうでないか）で分類しました。

内在性次元は感情に、安定性次元は次回への期待に影響するようで、例えば「苦手科目で半分以上得点できた」事象を「予定どおり努力を積み重ねたから」と内的な原因に帰属させると、自尊心が高まりポジティブな感情が生まれ動機づけも高まりやすいそうです。

モチベーションが下がりそうなとき、今までの学びが皆さんを救ってくれます。共通テキスト 2 第 2 章第 2 節では、「学習性無力感理論」「自己効力感」も取り上げて説明しています。苦しくなった時の処方箋になるかもしれません。

【Plus Quiz 正答と解説】

前回の「貧困に対する支援」と同様、今回の問題も問題文や選択肢の情報を理解・解釈し、その結果に基づいて解答する問題形式です。この問題は、5 つの社会保険制度が選択肢で示されていて、加入要件や支給の種類、支給の方法、支給

の水準、財源等の知識を想起して事例文と照らし合わせます。

また、事例では非正規雇用労働者を取り上げ、各制度における取り扱いについて求めています。2024（令和6）年労働力調査では、非正規雇用労働者は、役員を除く労働者の内 36.8%（年平均）となり、うちパートが半数を占め、アルバイト、派遣社員、契約社員と続きます。

そして、法改正による各社会保険制度の適用範囲の把握も必要です。例えば、2024（令和6）年 10 月以降は、厚生年金保険被保険者が 51 人以上の企業等で働く短時間労働者は健康保険・厚生年金保険の加入対象となりました。テキストの発行日以降の改正は、受験参考書やお手元の「別冊社会福祉制度等の主な動きとポイント」で確認してください。

1. ○週の所定労働時間等の要件を満たす短時間労働者は、厚生年金保険も適用されるので、国民年金では第二号被保険者になります。
2. ×児童手当の支給額は、児童の人数と年齢によるので、Aさんが被用者保険に加入しても増額されません。なお、2024（令和6）年度 10 月から所得制限がなくなりました。
3. ×労働者災害補償保険は、雇用形態に関係なく、適用事業に使用される労働者等が対象となります。新たに適用されることはありません。
4. ×介護保険の第2号被保険者は 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者が対象となり、国民健康保険の加入者も同じように適用されます。47 歳の A さんは以前から介護保険の第二号被保険者なので、新たに適用になったわけではありません。
5. 健康保険の保険料は、組合健保では事業主負担を法定の 2 分の 1 以上に設定することができ、協会けんぽでは事業主負担は 2 分の 1 と固定されています。どちらにしても、事業主負担が 3 分の 1 ということはありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus